

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行																
<p>(学級の編制の基準)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 省略 (職員の数等)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 省略</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>主幹養護教諭</u>、<u>主務養護教諭</u>、<u>養護教諭</u>又は<u>養護助教諭</u></p> <p>(3) 省略 (学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるもの</p>	園児の区分	員数	省略		備考		(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略		<p>(学級の編制の基準)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 省略 (職員の数等)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">園児の区分</th> <th style="width: 50%;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> (1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>4 省略</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>主幹養護教諭</u>、<u>養護教諭</u>又は<u>養護助教諭</u></p> <p>(3) 省略 (学校教育法施行規則の準用)</p> <p>第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。))が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるもの</p>	園児の区分	員数	省略		備考		(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略	
園児の区分	員数																
省略																	
備考																	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略																	
園児の区分	員数																
省略																	
備考																	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 (2)～(4) 省略																	

とする。

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下「園児」という。)
省略		

2 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、

とする。

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
省略		

2 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、

<p>同項ただし書中「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p> <p>8 省略</p> <p>9 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>10～13 省略</p>	<p>同項ただし書中「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略 (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p> <p>8 省略</p> <p>9 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び<u>養護教諭</u>として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>10～13 省略</p>
---	--

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表
(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(職員配置等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 満3歳以上の子どもであって1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級ごとに専任の職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (職員資格に関する特例)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第4条第1項及び第4項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。附則第5項及び第7項において同じ。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において<u>主幹養</u></p>	<p>(職員配置等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 満3歳以上の子どもであって1日に4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級ごとに専任の職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (職員資格に関する特例)</p> <p>2 省略</p> <p>3 第4条第1項及び第4項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。附則第5項及び第7項において同じ。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において<u>主幹養</u></p>

護教諭、主務養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～7 省略

護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～7 省略